

観光振興事業費補助金交付要領（FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・シェアサイクル導入促進事業・観光地域振興無電柱化推進事業・古民家等観光資源化支援事業・「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業）

平成30年3月28日 国総支第62号
国鉄総第325号
国自旅第294号
国海内第187号
国港総第597号
国空事第1072号
国空業第165号
観参第294号
平成31年4月2日 国総事第97号
国総支第54号
国都街第122号
国都景歴第117号
国道総第530号
国道企第94号
国住市第130号
国鉄総第427号
国鉄都第200号
国鉄事第392号
国鉄施第315号
国自旅第315号
国海内第250号
国海外第414号
国港総第699号
国空事第1745号
国官参空第83号
観参第818号
国官総第386号

この交付要領は、観光振興事業費補助金交付要綱（平成31年4月2日国総事第96号、国総支第53号、国都街第121号、国都景歴第116号、国道総第529号、国道企第93号、国住市第129号、国鉄総第426号、国鉄都第199号、国鉄事第391号、国鉄施第314号、国自旅第314号、国海内第249号、国海外第413号、国港総第698号、国空事第1744号、国官参空第82号、観参第817号、国官総第385号。以下「交付要綱」という。）のほか、観光振興事業費補助金の交付等観光振興事業の実施に当たって必要な事項を定める。

I. 共通事項

1. 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに交付要綱の定めるところによる。

2. 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第9条第1項第1号ただし書、第38条第1項第1号ただし書及び第62条第1項第1号ただし書に規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第1関係別紙1に記載の「申請する事業の目的・内容」又は「補助対象となる経費の総額」の変更

II. FAST TRAVEL 推進支援事業

1. 共通事項

①事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、FAST TRAVEL 推進支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方航空局に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方航空局は、交付要綱第4条の規定に基づき、地方運輸局若しくは神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方航空局を通じて補助金額等が内示される。

補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方航空局に提出する。

2. 搭乗関連手続の円滑化事業

①基本的な考え方

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、自動化・顔認証化等の先端技術を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続の円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する先端機器・システムの導入を対象とする。

②機能面の要件

チェックイン・手荷物預入・保安検査場入場ゲート・搭乗ゲートについては、機器・システムの使用により手続きを完遂するものであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

搭乗ゲートについては顔認証機能を有するものであること。

③実施要件

航空旅客ターミナル施設内での搭乗関連手続き全体での円滑化の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

④補助対象経費

航空旅客ターミナル施設における搭乗関連手続に係る先進機器の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、機器の新規整備だけでなく、既存機器の改良等による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

1) 先進機器の整備・改良に要する経費

・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートの機器購入費

・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

・顔認証による各機器の一元化システムを構成するためのネットワーク機器の購入費およびソフトウェア購入費

・スマートレーン（自動で手荷物の仕分け、搬送が可能なレーン）設備の購入費

・スマートレーンを構成するためのネットワーク機器及びソフトウェア購入費

2) 上記整備・改良の付帯工事に要する経費

・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

3. 地方空港の旅客利便性増進事業

①基本的な考え方

地方空港においてビジネスジェットを含む国際線の就航を推進するため、国際線利用者の混雑や待ち時間の改善に資する、CUTE システムやビジネスジェットの専用動線に要する経費の一部を支援する。

②機能面の要件

CUTE システムについては、複数の航空会社が共通で利用可能な予約、搭乗券・手荷物タグ発券を行うシステムであること。

ビジネスジェットの専用動線については、ビジネスジェット旅客に対して、安全性の向上、プライバシーの確保等、利便性の向上に資するための動線を確保する施設であること。

③実施要件

CUTE システムについては、訪日誘客支援空港を優先的に取り扱うものとする。

ビジネスジェットの専用動線については、今後の需要の見込みを踏まえて取り扱うものとする。

④補助対象経費

1) CUTE システムについては、以下を補助対象経費とする。

- ・ CUTE 端末設備の購入費
- ・ CUTE システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・ 上記に係る整備・改良を実施する場合の設計費及び工事費

2) ビジネスジェットの専用動線については、以下を補助対象経費とする。

- ・ CIQ カウンターの整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・ 待合施設の整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・ エプロンルーフの整備に係る設計費及び工事費
- ・ 専用通路の整備・改良に係る設計費及び工事費

4. 手荷物輸送等の円滑化

①基本的な考え方

航空旅客ターミナル施設から航空機までの間の旅客輸送又は手荷物輸送の円滑化を目的とした先進機能の整備に要する経費の一部を補助するものとする。

②機能面の要件

手荷物搭降載補助機材については、バゲージハンドリングシステム、コンテナ又は航空機への手荷物の積み付け及び積み下ろしに用いる補助機材であること。ただし、労働負担を軽減することを目的とした身体に装着する機材は補助の対象としない。

自動走行トーイングトラクターについては、手荷物を搭載するコンテナをけん引することを目的としたトラクターであり、自動走行システムレベル3（※）以上の機能を有する機材であること。

ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）については、地上取扱業務において、スタッフが作業時にリアルタイムで情報共有を行うことを目的としたインターネット接続端末及びアプリケーションソフトウェアであること。

自動走行バスについては、旅客の輸送を目的としたバスであり、自動走行システムレベル3（※）以上の機能を有する機材であること。

（※）「自動走行システムレベル」とは、官民 ITS 構想・ロードマップ 2017（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議：平成 29 年 5 月）で定義する「レベル」をいう。

③実施要件

成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、福岡空港又は那覇空港に整備するものに対して優先的に補助を行うものとする。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、新規購入だけでなく、既存機材の改造等による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

- ・ 手荷物搭降載補助機材の購入費及び設置工事費
- ・ 自動走行トーイングトラクターの購入費
- ・ ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）の購入費
- ・ 自動走行バスの購入費

5. 空港のおもてなし環境の充実事業

①基本的な考え方

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、空港の待ち時間等に日本の多様な魅力発信のための映像を放映するための機器の導入等に要する経費の一部を補助する。

②機能面の要件

LED、液晶、投影などの電子式表示方式を用いて視覚情報を可変的に表示することができるデジタルサイネージをはじめとした放映機器であること。

③実施要件

- ・①の映像を観光庁との協議に基づき一定時間以上放映すること。
- ・旅客の出入国動線上に設置すること。

④補助対象経費

- ・デジタルサイネージ機器等の購入費
 - ・デジタルサイネージ配信システムのソフトウェア購入費
 - ・上記機器の設置工事費
- ただし、コンテンツ作成費は含めない。

Ⅲ. 公共交通利用環境の革新等事業

1. 共通事項

①指定市町村

指定市町村は、別添に掲げるとおりとする。

②公共交通路線等について

- 1) 交付要綱第2条第2号における外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下「国際観光振興法」という。）第8条第1項により観光庁長官が指定した区間とは、「公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間」（平成31年観光庁告示第3号）において定められた区間（以下「指定区間」という。）をいう。
- 2) これと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものとは、以下のものをいう。
 - ア) 貸切バス、タクシー：指定区間内の駅・ターミナル等を営業区域に含むもの
 - イ) 旅客船：指定区間内の駅・ターミナル等と接続する（※）港を起点又は終点とする航路を含むもの
※「接続する」とは、駅等と旅客船ターミナルとの間を、徒歩を含む移動手段により、通常の観光ルートとして結ぶことをいう。
 - ウ) ロープウェイ等：指定区間の駅等を含む観光地内を発着するもの
 - エ) レンタカー：指定区間内の駅・ターミナル等に営業所があるもの（駅・ターミナル等周辺に営業所があるものを含む。）
 - オ) 旅客船ターミナル等：国際旅客船の利用に供され、若しくは供されることとなる埠頭における旅客船ターミナル又は多数の外国人観光旅客が利用する旅客船若しくは外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる旅客船のターミナル及び当該ターミナルと指定区間内の駅等を結ぶ場合

③公共交通利用環境刷新計画の策定等について

- 1) 公共交通利用環境の革新等事業を実施しようとする公共交通事業者等は、公共交通利用環境刷新計画（以下「刷新計画」という。）の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。
 - ・ 計画の目標は、計画の期間内における公共交通利用環境の革新等事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
 - ・ 計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これにより公共交通利用環境の革新等事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
 - ・ 成果目標及び評価指標の設定内容に対して公共交通利用環境の革新等事業の構成が妥当であること。
 - ・ 公共交通利用環境の革新等事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること
- 2) 刷新計画は、国際観光振興法第9条第1項で規定する外国人観光旅客利便増進実施計画や観光ビジョン実現プログラム等と整合するものでなければならない。
- 3) 地方運輸局長等は、交付要綱第26条第1項の規定により公共交通事業者等から刷新計画の提出を受けたときは、当該刷新計画の記載事項に不備がないか等を確認した上で、観光庁に進達するものとする。

- 4) 観光庁長官は、交付要綱第 26 条第 2 項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、外部有識者の意見を聴くものとする。観光庁長官は、刷新計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該刷新計画を提出した公共交通事業者等に対し、その旨の通知をするものとする。
- 5) 公共交通事業者等であって他の公共交通事業者等の事業に係る交通サービス（指定区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。）の用に供するために、補助金の交付を受けて自らが保有する車両（観光列車又はバス・タクシー車両に限る。）又は船舶の導入・改造等を行うものは、交付要綱第 26 条第 1 項に規定する刷新計画の策定及び交付要綱第 29 条において準用する第 23 条から第 25 条までに規定する事業評価の実施について、当該他の公共交通事業者等と共同して行うことができる。

④事業実施計画の策定について

- 1) 認定の通知を受けた公共交通事業者等は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等に要望を提出する。
- 2) 地方運輸局等は、提出された要望を基に、必要な調整を経て事業実施計画案を作成し、当該案を観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに諮ることとする。
その際は、認定を受けた刷新計画を添付する。
- 3) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、公共交通事業者等に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。公共交通事業者等は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

⑤「通常、整備が想定されていない場合」について

交付要綱別表 3 中「通常、整備が想定されていない場合」とは、以下に掲げるものをいう。

- ・レンタカーの無料Wi-Fiサービス
- ・軌道、バス（バスターミナルを除く。）、タクシー、レンタカーのトイレの洋式化
- ・衛星通信を利用した有料Wi-Fiサービスを提供している旅客船の無料Wi-Fiサービス
- ・空港、港湾のキャッシュレス決済対応

⑥事業実施に当たっての留意点

（共通事項）

公共交通利用環境の革新等事業の実施に当たっては、国際観光振興法第 9 条第 1 項で規定する外国人観光旅客利便増進実施計画に基づき「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第 7 条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準」（平成 30 年 10 月 16 日観光庁告示第 23 号）で定められた措置を実施するとともに、「公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン」（平成 30 年 10 月観光庁）を参考とするものとする。

（多言語表記について）

「多言語表記」については、英語併記を基本とする。施設特性や地域特性の観点から、中国語（簡体字/繁体字）及び韓国語その他の必要とされる言語については、視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。この場合においては、情報提供に係る言語を外国人観光旅客が任意に選択可能なウェブサイト等において、中国語（簡体字/繁体字）及び韓国語その他の必要とされる言語による情報提供を行うことが望ましい。

多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することとする。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。これらの表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月）を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」については J I S Z 8 2 1 0 に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成30年7月）及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成30年7月）を参考とする。

（無料公衆無線LAN環境について）

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク Japan. Free Wi-Fi (以下「シンボルマーク」という。)の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2)

1) SMS (ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)

(※1) 利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

(※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線LANの開放

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

(※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続に要する最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。

(トイレ施設内の案内用図記号について)

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして、JIS Z 8210に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

2. 補助対象メニューについて

①多言語対応【必須メニュー】

1) 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語又はピクトグラムによる表記について

ア) 案内標識とは、誘導サイン類(施設内の方向を指示するのに必要なサイン)、位置サイン類(施設等の位置を告知するのに必要なサイン)、案内サイン類(乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。)、規制サイン類(利用者の行動を規制するのに必要なサイン)を多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

イ) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

ウ) ホームページ(パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)とは、補助対象事業者が管理運営する経路検索又は予約システムを備えたウェブサイト(新規開設及び多言語化に伴い新たに経路検索又は予約システムを備える場合を含む。)の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。経路検索とは、乗換案内情報等を提供するシステムの整備に要する経費(乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用を含む。)を対象とする。

また、予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約をできるものも含む。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

エ) その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用(アプリケーション導入に伴う費用)等を想定している。

- 2) 案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）について
案内放送の多言語化とは、多言語による自動放送を行うことが出来る案内放送装置のことをいう。また、旅客施設や車内等における案内放送を訪日外国人旅行者のスマートフォン等に多言語表示させるためのシステム導入に要する経費についても補助対象とする。
なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。
- 3) 多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置について多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置とは、旅客施設又は車内・船内において、補助対象事業者のスタッフが多言語により運行情報等を提供することや訪日外国人旅行者とコミュニケーションをとることを目的として使用する機器である。
なお、通信費等の当該多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器の維持に関する経費は補助対象としない。
また、多言語案内・翻訳用タブレット端末においては、多言語案内・翻訳アプリをインストールすることを条件とし、タブレット端末の導入後には利用状況を把握する。この他、路線図、時刻表等、訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する多言語情報をインストールすることとする。
- 4) 事故・災害時等においても、案内標識、可変式情報表示装置、案内放送、ホームページ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等により、運行情報等の訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報を多言語で提供する。
- 5) 多言語ロケーションシステムについて
「ロケーションシステム」とは、GPS等を用いて車両の位置情報を収集し、駅等の案内表示板や訪日外国人旅行者所有のスマートフォン、パソコン等に運行情報を提供するシステムのことをいい、多言語で情報提供するものに限る。
なお、位置情報を訪日外国人旅行者所有のスマートフォン等を使用して提供する場合には、訪日外国人旅行者が当該情報を容易に取得できるよう、ターミナル駅や優等列車の車両内を中心に、無料公衆無線LAN環境の整備を促進することとする。
また、バスロケーションシステムを導入する場合は、標準的なバス情報フォーマットを使用すること。

②無料Wi-Fi サービス【必須メニュー】

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））を対象とする。

このうち航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。
当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する旅客施設又は車内・船内に設置することとする。

③トイレの洋式化【必須メニュー】

車内・船内及び旅客施設における和式トイレの洋式化に必要な経費を補助対象とし、補助対象設備は以下のとおりとする。

1) トイレの洋式化について

ア) 補助対象経費

次に掲げるア又はア及びイを実施する場合、整備に係る設計、機器購入、工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具及び電気設備等）及び工事管理等に要する経費を補助対象とする。

ア 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入費、設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

イ 追加整備項目

- ・温水洗浄便座の設置、暖房便座
- ・ハンドドライヤーの設置
- ・洗面器（自動水栓化等）

- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・掃除流し
- ・その他

※ 追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、機能向上が認められる以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- イ) 補助対象外経費
 - 以下の整備は補助対象としない。
 - ・土地の取得
 - ・和式便器の整備
 - ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管・浄化槽の設置等）
 - ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）
- 2) 多機能トイレについて

多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

 - ア) 附帯工事費

多機能トイレの設置に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。
 - イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。
 - ウ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

④キャッシュレス決済対応【必須メニュー】

キャッシュレス決済対応については、乗車・乗船に係るものに限り、補助対象設備は、以下のものとする。

- 1) 全国共通ICカードについて
 - ア) 交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。
 - イ) 「交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。
 - ウ) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。
 - エ) 交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車両内・船内においては次停車駅（次停留所）又は次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客施設においては駅名・入船港名等を多言語化するものとする。ただし、多言語での情報提供は、車内・船内放送設備によるものを含む。
- 2) QRコード、クレジットカード対応、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのETCカード対応等について
 - ア) QRコード決済、クレジットカード決済、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのETCカード対応等を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。

イ) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

3) ICカード企画乗車船券、企画乗車船券の発行について

ア) ICカード企画乗車船券又は企画乗車船券（以下「企画乗車船券等」という。）の補助対象事業者が、複数の公共交通事業者等である場合には、当該公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

イ) 補助対象事業者が、公共交通事業者等から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

なお、企画乗車船券等の利用エリアには、補助対象事業者以外の路線や補助対象路線等以外を含んでも構わないが、補助対象事業者以外の事業者への補助はできない。

ウ) 取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

エ) 企画乗車船券等の補助対象経費は、システム開発・改修費用、設備整備費用（企画乗車船券のICカード化、補助対象路線等に限る）、ICカード及び券片の製作費用、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等を補助対象とする。

なお、当該企画乗車船券の導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

オ) 販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券等に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。

⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保【選択メニュー】

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

1) 非常用電源装置

旅客施設や車内・船内において、多言語で情報提供等を行うために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

2) 情報端末への電源供給機器

事故・災害時等において、外国人観光客が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

3) その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附随するもの。

4) 本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人旅行者に対して、インターネットの利用、旅客施設や車内・船内において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上【選択メニュー】

1) 旅客施設における段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、エレベーター又はスロープについては「ピクトグラム」又は多言語表記を行うこととする。

2) LRTシステムの整備

LRTシステムの整備に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に伴う旅客施設の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

3) インバウンド対応型バス

ア) インバウンド対応型バスとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料Wi-Fiサービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているノンステップバス、リフト付きバスをいう。

イ) インバウンド対応型バスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

ウ) インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア ノンステップバス標準仕様装備（リフト付バスについても、これに準ずるものとする。）

イ ニーリング、アイドルリングストップ、オートマチック装置

ウ ABS装置

エ 車椅子固定装置、床の滑止め加工

オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

カ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）

キ 無料Wi-Fiサービス

ク キャッシュレス決済端末

4) インバウンド対応型タクシー

ア) インバウンド対応型タクシーとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料Wi-Fiサービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているユニバーサルデザインタクシーをいう。

イ) インバウンド対応型タクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。

ウ) インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア 車いす等固定装置

イ 車いす用シートベルト

ウ 手すり

エ 点滴等フック固定装置

オ 車いす用ヘッドレスト

カ 上記アからオまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

キ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）

ク 無料Wi-Fiサービス

ケ キャッシュレス決済端末

5) 車両における荷物置き場の設置

鉄道車両内において、ラゲッジラックの設置等により大型荷物スペースを確保するために必要な車両の改良に要する経費を補助対象とする。

⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

観光列車、サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ、オープントップバス、水陸両用バスその他の移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行者向け車両の導入・改造等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用を含む）。

1) 観光列車

ア) 地域の観光資源・観光関係者と連携して、景色や食事を楽しむなど、移動そのものが観光資源となるもので、利用者への対応が多言語となっている訪日外国人旅行者向けの商品展開を図るものに限る。

イ) 寝台列車は補助対象外とする。

2) サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ

自転車を解体せずに乗車・乗船することができ、利用者への対応が多言語で対応している車両・船舶の導入・改造等に要する経費であり、旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を含む。

3) オープントップバス、水陸両用バス

訪日外国人向けの定期観光バスルートに導入され、利用者への対応が多言語で対応している車両に限る。

4) 上記1)～3)の他に移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行者向け車両を含む。

3. 種目ごとの事項について

①鉄道

1) 補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

また、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者における東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域の路線とは、別添のとおりとする。

2) 鉄道車両への補助

鉄道車両における多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応については、補助対象路線を運行する車両を補助対象とする。

②自動車

1) 補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

別添

事業者名	路線名	区間
東武鉄道株式会社	伊勢崎線	加須～伊勢崎
	桐生線	太田～赤城
	小泉線	館林～西小泉、太田～東小泉
	佐野線	館林～葛生
	日光線	栗橋～東武日光
	鬼怒川線	下今市～新藤原
	宇都宮線	新栃木～東武宇都宮
	東上本線	東松山～寄居
	越生線	東毛呂～越生
西武鉄道株式会社	池袋線	東吾野～吾野
	西武秩父線	吾野～西武秩父
京成電鉄株式会社	東成田線	京成成田～東成田
	本線	京成成田～成田空港
小田急電鉄株式会社	小田原線	伊勢原～小田原
京浜急行電鉄株式会社	久里浜線	京急久里浜～三崎口
名古屋鉄道株式会社	名古屋本線	豊橋～藤川

	豊川線	国府～豊川稲荷
	西尾線	上横須賀～吉良吉田
	蒲郡線	吉良吉田～蒲郡
	河和線	河和口～河和
	知多新線	上野間～内海
近畿日本鉄道株式会社	大阪線	三本松～伊勢中川
	山田線	伊勢中川～宇治山田
	名古屋線	箕田～伊勢中川
	鈴鹿線	伊勢若松～平田町
	湯の山線	湯の山温泉
	志摩線	鳥羽～賢島
	鳥羽線	宇治山田～鳥羽
	伊賀線	伊賀上野～伊賀神戸
	養老線	池野～揖斐
南海電気鉄道株式会社	南海本線	淡輪～和歌山市
	多奈川線	みさき公園～多奈川
	加太線	紀ノ川～加太
	和歌山港線	和歌山市～和歌山港
	高野線	紀伊細川～極楽橋
南海電気鉄道株式会社	鋼索線	極楽橋～高野山
京阪電鉄株式会社	石山坂本線	滋賀里～坂本
山陽電気鉄道株式会社	本線	藤江～山陽姫路
	網干線	飾磨～山陽網干
西日本鉄道株式会社	全路線	全区間

IV. 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

1. 共通事項

①旅行環境まるごと整備計画の策定について

- 1) 指定市区町村等は、旅行環境まるごと整備計画（以下「整備計画」という。）の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。
 - ・ 計画の目標は、計画の期間内における観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
 - ・ 計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これにより観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
 - ・ 成果目標及び評価指標の設定内容に対して観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業の構成が妥当であること。
 - ・ 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること。
- 2) 地方運輸局長等は、交付要綱第 30 条第 1 項の規定により指定市区町村等から整備計画の提出を受けたときは、当該整備計画の記載事項に不備がないか等を確認した上で、観光庁長官に進達するものとする。
- 3) 観光庁長官は、交付要綱第 30 条第 2 項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、外部有識者の意見を聴くものとする。観光庁長官は、整備計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該整備計画を提出した指定市区町村等に対し、その旨の通知をするものとする。

②事業実施計画の策定について

- 1) 認定の通知を受けた指定市区町村等は、認定を受けた整備計画に記載された観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業を実施する者に対し、地方運輸局等に要望を提出するよう通知するものとする。
- 2) 当該通知を受けた観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業を実施する者は、事業毎に地方運輸局等に要望を提出する。

要望書の提出を受けた地方運輸局等は、要望書の内容を精査し、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

- 3) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案の了承後、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業を実施する者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業を実施する者は、内示後に交付要綱第7条の規定に基づき、補助金交付申請書を地方運輸局等に提出する。
- なお、「2. 補助事業等における①補助対象事業 7)」の事業のみを実施する場合は、指定市区町村等による整備計画の提出を必要とせず、要望を基にした事業実施計画案を諮ることとする。

③整備計画区域

様式第13で定める整備計画区域とは、特定観光地において、指定市区町村等が地域の関係者と一体となって受入環境整備に取り組む区域とする。

④補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

2. 補助事業等

①補助対象事業

補助の対象となる事業は、1) から7) までに掲げる事業とする。5) 及び6) に関しては、1) から4) までのうちいずれか一つ以上を実施する場合に限り対象とする。

なお、7) については、これのみを行う事業も対象とする。

- 1) 多言語観光案内標識の一体的整備
- 2) 無料公衆無線LAN環境の面的整備
- 3) 地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備
- 4) 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 5) 外国人観光案内所の整備・改良
- 6) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良
- 7) 外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備

②補助対象外となる施設・経費

上記①における1)、2) 及び4) については、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所は対象としない。

また、次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に要する経費

③多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語(簡体字/繁体字)又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

④無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1) 整備に当たり、導入する無料公衆無線LAN機器は、電波の効率的な利用の観点から、仕様上、IEEE 802.11ac (Wi-Fi 5 (5GHz帯)) 以上に対応していること。
 - 2) 利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、以下のア)による認証方式、又はイ)及びウ)の認証方式併用(※1)を導入(※2)し、その方法を多言語にて明示すること。
 - ア) SMS (ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式
 - イ) SNS アカウントを利用した認証方式
 - ウ) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)
- ※1 利用者がイ)又はウ)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。
- ※2 上記認証方式を適用しなくてもよいケース
- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
- ※3 メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人等)はメール受信ができないため、手続きに係る最初の数分間はネット接続を可能とする又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。
- 3) 共通シンボルマーク Japan. FreeWi-Fiの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこと。

⑤トイレ施設内や入口ドア等における表示について

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして、JIS Z 8210に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

3. 多言語観光案内標識の一体的整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への観光情報の提供を目的とする多言語観光案内標識の整備を対象とする。また、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②機能面の要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が整備計画区域内を周遊することが容易になるようデザインを統一した多言語観光案内標識を複数組み合わせることにより、全体として、以下の要件を満たすこととなるものを対象とする。

- 1) 整備計画区域内における観光スポットの位置や当該観光スポットに至るまでの経路等の情報が提供されるものとなっていること。
- 2) 観光スポットやその周辺における観光情報が提供されるものとなっていること。
- 3) 1) から2) までには、多言語観光案内標識に地図や方向を指示する矢印等を掲載する方法の他、訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォンや他のICTを活用した機器を利用する場合を含む。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 1) 本工事費
多言語観光案内標識を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の多言語観光案内標識の改修に要する経費。
- 2) 附帯工事費
多言語観光案内標識の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の経費。
- 3) 事務費
工事等に要する設計費及び工事管理費。ただし、基本設計に係るものを除く。
- 4) コンテンツ作成
多言語観光案内標識の設置主体が訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の提供を目的として多言語観光案内標識に係るコンテンツの作成に要する費用。
- 5) 無料公衆無線LAN機器
多言語観光案内標識の設置に関わり、付帯して設置する以下⑤の要件を満たす無料公衆無線LAN機器の整備に要する費用。
- 6) その他

多言語観光案内標識の整備に附随するもの。

④補助対象外経費

舗装等の周囲整備、観光スポット敷地内における施設案内を目的とした整備及び地域住民の利用を主たる目的とする整備は対象としない。

⑤無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助事業等 ③無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で多言語観光案内標識において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

4. 無料公衆無線LAN環境の面的整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への通信環境の提供を目的とする、面的な無料公衆無線LANの整備を対象とする。また、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は「2. 補助事業等 ③無料公衆無線LAN環境の整備について」に加え、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1) 整備（設置）する箇所は、複数箇所以上とすること。
ただし、既存の整備（設置）箇所と連携を図る場合は、当該事業において整備する箇所が単箇所でも対象とするが、以下の3)と同様の措置を講ずること。
- 2) 電波の重なりを考慮した整備（設置）計画を作成するとともに、屋外においても、利用可能箇所を用意すること。
なお、屋外にて整備（設置）を図る場合、周囲に遮蔽物が少ない見通しの良い場所に設置すること。
- 3) 利用者の利便性の観点から、統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、「2. 補助事業等 ③無料公衆無線LAN環境の整備について 2)」の方式により一度認証することで、接続できること。

③補助対象経費

無料公衆無線LANの整備（無線通信）に必要とされる、以下の設備等の購入・設置に要する経費を補助対象とする。なお、主たる用途が無料公衆無線LANではない複合型の設備に内蔵された無料公衆無線LANについては、無料公衆無線LAN設備に係る部分（公衆無線LAN機器本体、公衆無線LAN機器及び認証システム等の設定調整費）について明確に分けられる費用のみ補助対象とするが、多言語観光案内標識内蔵型の無料公衆無線LANについては、多言語観光案内標識の要件に従うものとする。

- 1) 公衆無線LAN機器（セキュリティ対策に係るソフトウェア含む）
- 2) 鉄塔
- 3) 受電設備
- 4) 送受信機
- 5) ケーブル
- 6) 収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック 等
- 7) 公衆無線LAN機器等の設定調整費
- 8) 認証システム（既存システムの設定調整費含む）
- 9) 蓄電池
- 10) 詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費（図面製作、完成図書作成費）
- 11) 一般管理費

④補助対象外経費

以下の設備等の購入・設置に要する経費は補助対象としない。

- 1) 受電設備までの引き込み送電線

- 2) 他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設
- 3) 監視装置（ログ管理・運用管理用サーバ、システム等）
- 4) 電源設備（発電機・太陽光発電設備等）に関する経費
- 5) 設置場所自体の整備に関する経費（土地の取得含む）
- 6) 伝送用専用線（屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く）
- 7) 通信費等の維持管理に関する経費

5. 地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備

①基本的な考え方

整備計画区域内に所在する店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、複数箇所で整備される多言語対応及び先進的決済環境の整備を対象とする。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 1) 多言語対応
 - ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
 - ・多言語案内・翻訳システム機器
 - ・無線LAN環境の整備
- 2) 先進的な決済環境の整備
 - ・キャッシュレス決済環境整備
 - ・免税対応環境整備
 - ・LAN環境の整備

③LAN環境の整備について

本事業の対象となるLAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る経費）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で、多言語対応及び先進的な決済環境の利用のために整備するものに限り対象とする。

④補助対象外経費

通信費等の当該LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

6. 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が現に多く利用している又は今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレを対象とする。

②情報発信要件

本補助事業の対象となる公衆トイレは訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすくトイレの所在を示すものとし、以下の1)及び2)の全てを満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1) 対象となる公衆トイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。
 - 2) 対象となる公衆トイレの所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。
- ※ 観光スポット周辺の広く無料で開放しているトイレについて、その所在を一体的に発信していること。

③補助対象経費

次に掲げる1)又は1)及び2)を実施する場合、整備に係る設計、機器購入及び工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具・電気設備及び工事管理等）に要する経費を補助対象とする。

- 1) 基本整備項目
 - ・和式便器の洋式化
 - ・洋式便器の増設
 - ・洋式便器の交換（温水洗浄便座を新規に設置するものに限る）
 - ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

・清潔機能向上整備

※ 清潔機能向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面（建具を含む）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備を示す。

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

2) 追加整備項目

追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座、暖房便座
- ・ハンドドライヤー
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・多様な身体状況や家族構成に対応するための設備
- ・掃除流し
- ・その他、明確な機能向上を伴う整備

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管、浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

7. 外国人観光案内所の整備・改良

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーⅠ以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。ただし、カテゴリーⅠに認定されている又は認定の見込みのある外国人観光案内所の補助対象経費は、1)のうちの多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器、2)に要する経費に限る。また、カテゴリーⅡ以上に認定されている又は認定の見込みがある外国人観光案内所は、1)から6)まで要する全ての経費を対象とする。

また、補助対象事業が広告等により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

1) 先進機能の整備

- ・VR機器（Virtual Reality 仮想現実）
観光地の疑似体験ができる機器を整備するもの。

- ・デジタルサイネージ

観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するもの。

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末

観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

- ・多言語案内・翻訳システム機器
観光案内業務において、案内所スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。
- ・多言語音声ガイド
整備計画区域において観光スポットに関する情報を、訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するもの。
- ・A IチャットB o t
整備計画区域において、訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、整備計画区域を含む観光情報を提供するA IチャットB o tを整備するもの。ただし、地域特性に応じたF A Qの設定や、初期設定等に要する経費のみを対象とする。
- 2) 無料公衆無線L A N環境の整備
以下③の要件を満たす無料公衆無線L A N環境を整備するもの。
- 3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良
 - ・案内標識
合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置するもの。
 - ・掲示物
観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするもの。
 - ・ホームページ
観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。
 - ・コンテンツ作成
観光案内所の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。
 - ・案内放送
- 4) 外国人観光案内所の整備・改良
観光案内所（体験・交流スペースを含む。）の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、観光案内所の整備・改良に附随して行う洋式トイレの整備及び清潔等機能向上に要するもの。
- 5) 免税対応環境整備
観光案内所内における免税対応端末に要する費用及び免税手続きカウンターの設置に要する経費
- 6) その他

③無料公衆無線L A N環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線L A Nの整備は、「2. 補助対象事業等 ③無料公衆無線L A N環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

また、本事業の対象となる無料公衆無線L A N環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線L A N機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線L A N機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で観光案内所において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線L A N環境の維持に関する経費は補助対象としない。

8. 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

①基本的な考え方

観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、訪日外国人を含む旅行者が随時かつ快適に利用できる施設を対象とする。

②機能面の要件

以下の1) 又は1) 及び2) の全てを含む施設であること。

- 1) 地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人を含む旅行者に対して提供するもの（観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。）。
- 2) 上記に附帯して整備される、訪日外国人を含む旅行者に対して観光サービスを提供する交流の場（訪日外国人を含む旅行者の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等が設けられていること。原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる

場合は対象外。)。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 先進機能の整備

- ・ VR機器 (Virtual Reality 仮想現実)
観光拠点に関する疑似体験ができる機器を整備するもの。
- ・ デジタルサイネージ
観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。
- ・ 多言語案内・翻訳用タブレット端末
観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。
- ・ 多言語案内・翻訳システム機器
観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。
- ・ 多言語音声ガイド
整備計画区域において観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するもの。
- ・ AIチャットBot
整備計画区域において、訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、整備計画区域を含む観光情報を提供するAIチャットBotを整備するもの。
ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用のみを対象とする。

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

以下④の要件を満たす無料公衆無線LAN環境の整備をするもの。

3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・ 案内標識
合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点情報・交流施設の場所を案内することを目的に設置するもの。
- ・ 掲示物
観光拠点の歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。
- ・ ホームページ
観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。
- ・ コンテンツ作成
観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。
- ・ 案内放送

4) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

観光拠点情報・交流施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、観光拠点情報・交流施設の整備・改良に附随して行う洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等に要するもの。

5) その他

④無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助対象事業等 ③無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))で観光拠点情報・交流施設において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

9. 外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、災害等の発生時(予見される災害の発生に備えるために公共交通機関が通常と異なる運行を行う場合を含む。以下同じ。)における訪日外国

人を含む旅行者の受入れに関する以下の要件を満たす外国人観光案内所であって、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間に、日本政府観光局によりカテゴリー I 以上に認定をされている又は認定の見込みがあるものとする。

- 1) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- 2) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や外国人観光案内所が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人を含む旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- 3) 1) 又は 2) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人を含む旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- 4) 訪日外国人を含む旅行者の求めに応じて、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、訪日外国人旅行者が所有する情報端末への充電を行うために電源供給機器を使用させること。
- 5) 災害等の発生時において、英語のほか、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、その他の外国語による対応も可能であること。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 非常用電源装置

「①基本的な考え方」に示した訪日外国人を含む旅行者の業務を実施するために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

2) 情報端末への電源供給機器

災害等の発生時において訪日外国人を含む旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

3) その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附随するもの。

③情報端末への電源供給機器が利用可能である旨の情報発信

本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人を含む旅行者に対して、インターネットの利用、外国人観光案内所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

V. 歴史的観光資源高質化支援事業

1. 共通事項

事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、歴史的観光資源高質化支援事業については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第 53 条において準用する第 4 条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

2. 歴史的観光資源高質化支援事業

①基本的な考え方

当該事業は、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させるため、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の改修・除却に要する経費の一部を補助する。

②地域要件

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づく歴史的風致維持向上計画認定都市であり、かつ、指定市区町村に係る特定観光地。

③補助対象経費

補助対象経費は、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の改修・除却に要する経費とする。

VI. シェアサイクル導入促進事業

1. 共通事項

事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、シェアサイクル導入促進事業については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第56条において準用する第4条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

2. シェアサイクル導入促進事業

①基本的な考え方

当該事業は、観光目的地への移動手手段の確保により訪日外国人旅行者の満足度向上を図るため、シェアサイクルの導入に要する経費の一部を補助する。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 多言語化による案内及び情報提供に関する整備・改良

・案内標識

駅や観光地等で、サイクルポートの場所を多言語により案内することを目的に設置するもの。

・インターネット等を活用した情報提供

利用者登録方法その他の利用方法や、経路検索、位置情報を含むシェアサイクルの利用するための情報提供等を、多言語により、ホームページ、アプリケーション、掲示・配布物等により行うもの。

2) シェアサイクルに関する整備・改良

・貸出・返却システム

シェアサイクルの貸出・返却に必要な多言語によるシステムを整備・改良するもの。

・決済システム

外国人旅行者の利便に資する、クレジットカード、ICカードその他の電子決済システムを整備・改良するもの。

・サイクルポート

自転車の貸出返却を行う場所であって、舗装や柵、精算機等の設置を含めた自転車を駐車するために必要な環境を整備・改良するもの。

・サイクルポート間の需要供給管理システム

外国人旅行者の利便に資する、各サイクルポートにおけるシェアサイクルの需要と供給を管理するシステムの整備・改良を行うもの。

VII. 観光地域振興無電柱化推進事業実施要領

1. 共通事項

事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、観光地域振興無電柱化推進事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第72条において準用する第4条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

2. 観光地域振興無電柱化推進事業

①基本的な考え方

本事業の補助対象は、観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、観光地等において行われる地方公共団体からその経費の一部に対して補助を受けて電線管理者が行う単独地中化又は軒下・裏配線のほか、これらに併せて行う情報提供設備や道路の美装化等、観光地域振興に資するものとする。

②機能面の要件

観光による地域振興のため対象とする道路の無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）を実施するもの。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下の通りとする。

なお、設備の故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費及び土地の取得に要する経費は補助の対象としない。

1) 無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）に要する経費

ア) 電線類の地中化の整備

管路、特殊部、人孔、分岐架、引込管路、引込設備、連系管路、連系設備、ケーブル類、地上機器、柱状型機器

イ) 軒下・裏配線の整備

管路、ケーブル類、柱状型機器、電柱

ウ) 上記に付随して生じるもの

調査、設計、支障移設、電柱の移設・撤去

2) その他、無電柱化に併せて行う情報提供設備や道路の美装化等、観光まちづくりに資すると認められる費用

ア) 無電柱化に伴い整備する地上機器等を活用した情報提供施設

観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。

・デジタルサイネージ

・公衆無線LAN設備

・観光案内標識

これらの整備に伴う機器購入費、機器設置費、ソフトウェア購入費

イ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路の美装化

調査・設計、舗装、インターロッキングブロック、平板ブロック、防護柵、排水設備、歩車道境界ブロック、植樹架、区画線

ウ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路照明灯の整備

調査、設計、道路照明設備

エ) 無電柱化の整備に伴い実施する街路樹の整備

調査、設計、植樹、移植、植樹架

3) その他、無電柱化に附随して観光地域振興に資するものとして地方整備局長等が認めるもの

VIII. 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり事業

1. 共通事項

事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり事業については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第75条において準用する第4条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

2. 古民家等観光資源化支援事業

①基本的な考え方

当該事業は、地域における観光的財産として既に活用されている古民家等の歴史的建築物について、訪日外国人旅行者の受け入れ体制を強化するため、古民家等の歴史的建築物における設備整備や改修等に要する費用の一部を補助する。

②補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりとする。

- 1) 設備整備費
 - ・ 通信整備費（無線 LAN 設備、デジタルサイネージ等）
 - ・ 多言語対応整備費
 - ・ 環境整備費（トイレの洋式化等に係る整備、空調設備、電気設備等）
- 2) 古民家等改修費
 - ・ 体験施設等への転用のための内装整備費
- 3) 広報方針の策定費（プロモーション活動、コンセプト策定、動画・広告作成等）

IX. 「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業

1. 共通事項

①「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画の策定について

- 1) 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）の「道の駅」を設置し、又は管理する者は、道の駅インバウンド対応拠点化整備計画（以下「拠点化整備計画」という。）の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。
 - ・ 計画の目標は、計画の期間内における「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
 - ・ 計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これにより「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
 - ・ 成果目標及び評価指標の設定内容に対して「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業の構成が妥当であること。
 - ・ 「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること。
- 2) 沖縄総合事務局長は、交付要綱第 76 条第 1 項の規定により沖縄の「道の駅」を設置し、又は管理する者から拠点化整備計画の提出を受けたときは、当該拠点化整備計画の記載事項に不備がないか等を確認した上で、観光庁長官に進達するものとする。
- 3) 観光庁長官は、交付要綱第 76 条第 2 項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、外部有識者の意見を聴くものとする。観光庁長官は、拠点化整備計画を認定したときは、沖縄総合事務局長を経由して、当該拠点化整備計画を提出した沖縄の「道の駅」を設置し、又は管理する者に対し、その旨の通知をするものとする。

②事業実施計画の作成について

- 1) 認定の通知を受けた沖縄の「道の駅」を設置し、又は管理する者は、認定を受けた拠点化整備計画に記載された「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業を実施する者に対し、沖縄総合事務局に要望を提出するよう通知するものとする。
- 2) 当該通知を受けた補助対象事業者は、事業毎に沖縄総合事務局に要望を提出する。

要望書の提出を受けた沖縄総合事務局は、要望書の内容を精査し、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む沖縄総合事務局が作成する事業実施計画案を諮ることとする。
- 3) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案の了承後、補助対象事業者に対して、沖縄総合事務局を通じて補助金額等が内示される。

補助対象事業者は、内示後に交付要綱第 7 条の規定に基づき、補助金交付申請書を沖縄総合事務局に提出する。

③拠点化整備計画区域

様式第 2 4 で定める拠点化整備計画区域とは、沖縄の「道の駅」の区域において、沖縄の「道の駅」を設置し、又は管理する者が地域の関係者と一体となって受入環境整備に取り組む区域とする。

2. 補助事業等

①補助対象事業

補助の対象となる事業は、1) から8) までに掲げる事業とする。5) 及び6) に関しては、1) から4) までのうちいずれか一つ以上を実施する場合に限り対象とする。

なお、7) のみを行う事業は、対象としない。

- 1) 多言語観光案内標識の一体的整備
- 2) 無料公衆無線LAN環境の面的整備
- 3) 地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備
- 4) 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 5) 外国人観光案内所の整備・改良
- 6) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良
- 7) 外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備
- 8) その他訪日外国人旅行者のニーズが特に高く全国の「道の駅」における今後の取組の指針となると認められる事業

②補助対象外となる施設・経費

上記①における1)、2) 及び4) については、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所は対象としない。

また、次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に要する経費

③多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語(簡体字/繁体字)又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

④無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1) 整備に当たり、導入する無料公衆無線LAN機器は、電波の効率的な利用の観点から、仕様上、IEEE 802.11ac (Wi-Fi 5 (5GHz帯)) 以上に対応していること。
 - 2) 利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、以下のア) による認証方式、又はイ) 及びウ) の認証方式併用(※1)を導入(※2)し、その方法を多言語にて明示すること。
 - ア) SMS (ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式
 - イ) SNS アカウントを利用した認証方式
 - ウ) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)
- ※1 利用者がイ) 又はウ) の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。
- ※2 上記認証方式を適用しなくてもよいケース
- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
- ※3 メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人等)はメール受信ができないため、手続きに係る最初の数分間はネット接続を可能とする又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。
- 3) 共通シンボルマーク Japan. FreeWi-Fi の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこと。

⑤トイレ施設内や入口ドア等における表示について

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして、JIS Z 8210に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

3. 多言語観光案内標識の一体的整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への観光情報の提供を目的とする多言語観光案内標識の整備を対象とする。また、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②機能面の要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が拠点化整備計画区域内を周遊することが容易になるようデザインを統一した多言語観光案内標識を複数組み合わせることにより、全体として、以下の要件を満たすこととなるものを対象とする。

- 1) 拠点化整備計画区域内における観光スポットの位置や当該観光スポットに至るまでの経路等の情報が提供されるものとなっていること。
- 2) 観光スポットやその周辺における観光情報が提供されるものとなっていること。
- 3) 1) から2) までには、多言語観光案内標識に地図や方向を指示する矢印等を掲載する方法の他、訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォンや他のICTを活用した機器を利用する場合を含む。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 1) 本工事費
多言語観光案内標識を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の多言語観光案内標識の改修に要する経費。
- 2) 附帯工事費
多言語観光案内標識の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の経費。
- 3) 事務費
工事等に要する設計費及び工事管理費。ただし、基本設計に係るものを除く。
- 4) コンテンツ作成
多言語観光案内標識の設置主体が訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の提供を目的として多言語観光案内標識に係るコンテンツの作成に要する費用。
- 5) 無料公衆無線LAN機器
多言語観光案内標識の設置に関わり、付帯して設置する以下⑤の要件を満たす無料公衆無線LAN機器の整備に要する費用。
- 6) その他
多言語観光案内標識の整備に附随するもの。

④補助対象外経費

舗装等の周囲整備、観光スポット敷地内における施設案内を目的とした整備及び地域住民の利用を主たる目的とする整備は対象としない。

⑤無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助事業等 ③無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で多言語観光案内標識において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

4. 無料公衆無線LAN環境の面的整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への通信環境の提供を目的とする、面的な無料公衆無線LANの整備を対象とする。また、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当

該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は「2. 補助事業等 ③無料公衆無線LAN環境の整備について」に加え、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1) 整備（設置）する箇所は、複数箇所以上とすること。
ただし、既存の整備（設置）箇所と連携を図る場合は、当該事業において整備する箇所が単箇所でも対象とするが、以下の3)と同様の措置を講ずること。
- 2) 電波の重なりを考慮した整備（設置）計画を作成するとともに、屋外においても、利用可能箇所を用意すること。
なお、屋外にて整備（設置）を図る場合、周囲に遮蔽物が少ない見通しの良い場所に設置すること。
- 3) 利用者の利便性の観点から、統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、「2. 補助事業等 ③無料公衆無線LAN環境の整備について 2)」の方式により一度認証することで、接続できること。

③補助対象経費

無料公衆無線LANの整備（無線通信）に必要なとされる、以下の設備等の購入・設置に要する経費を補助対象とする。なお、主たる用途が無料公衆無線LANではない複合型の設備に内蔵された無料公衆無線LANについては、無料公衆無線LAN設備に係る部分（公衆無線LAN機器本体、公衆無線LAN機器及び認証システム等の設定調整費）について明確に分けられる費用のみ補助対象とするが、多言語観光案内標識内蔵型の無料公衆無線LANについては、多言語観光案内標識の要件に従うものとする。

- 1) 公衆無線LAN機器（セキュリティ対策に係るソフトウェア含む）
- 2) 鉄塔
- 3) 受電設備
- 4) 送受信機
- 5) ケーブル
- 6) 収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック 等
- 7) 公衆無線LAN機器等の設定調整費
- 8) 認証システム（既存システムの設定調整費含む）
- 9) 蓄電池
- 10) 詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費（図面製作、完成図書作成費）
- 11) 一般管理費

④補助対象外経費

以下の設備等の購入・設置に要する経費は補助対象としない。

- 1) 受電設備までの引き込み送電線
- 2) 他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設
- 3) 監視装置（ログ管理・運用管理用サーバ、システム等）
- 4) 電源設備（発電機・太陽光発電設備等）に関する経費
- 5) 設置場所自体の整備に関する経費（土地の取得含む）
- 6) 伝送用専用線（屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く）
- 7) 通信費等の維持管理に関する経費

5. 地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備

①基本的な考え方

拠点化整備計画区域内に所在する店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、複数箇所で開催される多言語対応及び先進的決済環境の整備を対象とする。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 1) 多言語対応
 - ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
 - ・多言語案内・翻訳システム機器

- ・無線LAN環境の整備
- 2) 先進的な決済環境の整備
 - ・キャッシュレス決済環境整備
 - ・免税対応環境整備
 - ・LAN環境の整備

③LAN環境の整備について

本事業の対象となるLAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る経費）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で、多言語対応及び先進的な決済環境の利用のために整備するものに限り対象とする。

④補助対象外経費

通信費等の当該LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

6. 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が現に多く利用している又は今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレを対象とする。

②情報発信要件

本補助事業の対象となる公衆トイレは訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすくトイレの所在を示すものとし、以下の1)及び2)の全てを満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

1) 対象となる公衆トイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。

2) 対象となる公衆トイレの所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

※ 観光スポット周辺の広く無料で開放しているトイレについて、その所在を一体的に発信していること。

③補助対象経費

次に掲げる1)又は1)及び2)を実施する場合、整備に係る設計、機器購入及び工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具・電気設備及び工事管理等）に要する経費を補助対象とする。

1) 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の交換（温水洗浄便座を新規に設置するものに限る）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）
- ・清潔機能向上整備

※ 清潔機能向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面（建具を含む）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備を示す。

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

2) 追加整備項目

追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座、暖房便座
- ・ハンドドライヤー
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・窓

- ・ 入口ドア
- ・ 案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・ 案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・ 多様な身体状況や家族構成に対応するための設備
- ・ 掃除流し
- ・ その他、明確な機能向上を伴う整備

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・ 和式便器の整備
- ・ 案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管、浄化槽の設置等）
- ・ 躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

7. 外国人観光案内所の整備・改良

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリⅠ以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。ただし、カテゴリⅠに認定されている又は認定の見込みのある外国人観光案内所の補助対象経費は、1)のうちの多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器、2)に要する経費に限る。また、カテゴリⅡ以上に認定されている又は認定の見込みがある外国人観光案内所は、1)から6)までに要する全ての経費を対象とする。

また、補助対象事業が広告等により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

1) 先進機能の整備

- ・ VR機器（Virtual Reality 仮想現実）
観光地の疑似体験ができる機器を整備するもの。
- ・ デジタルサイネージ
観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するもの。
- ・ 多言語案内・翻訳用タブレット端末
観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。
- ・ 多言語案内・翻訳システム機器
観光案内業務において、案内所スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。
- ・ 多言語音声ガイド
拠点化整備計画区域において観光スポットに関する情報を、訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するもの。
- ・ AIチャットBot
拠点化整備計画区域において、訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、計画区域を含む観光情報を提供するAIチャットBotを整備するもの。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する経費のみを対象とする。

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

以下③の要件を満たす無料公衆無線LAN環境を整備するもの。

3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・ 案内標識
合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置するもの。
- ・ 掲示物
観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするもの。
- ・ ホームページ

観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

・コンテンツ作成

観光案内所の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

・案内放送

4) 外国人観光案内所の整備・改良

観光案内所(体験・交流スペースを含む。)の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、観光案内所の整備・改良に附随して行う洋式トイレの整備及び清潔等機能向上に要するもの。

5) 免税対応環境整備

観光案内所内における免税対応端末に要する費用及び免税手続きカウンターの設置に要する経費

6) その他

③無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助対象事業等 ③無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))で観光案内所において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

8. 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

①基本的な考え方

観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会(体験・学習等)の提供を目的とした施設であって、訪日外国人を含む旅行者が随時かつ快適に利用できる施設を対象とする。

②機能面の要件

以下の1)又は1)及び2)の全てを含む施設であること。

1) 地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人を含む旅行者に対して提供するもの(観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。)

2) 上記に附帯して整備される、訪日外国人を含む旅行者に対して観光サービスを提供する交流の場(訪日外国人を含む旅行者の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等が設けられていること。原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は対象外。)

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 先進機能の整備

・VR機器(Virtual Reality 仮想現実)

観光拠点に関する疑似体験ができる機器を整備するもの。

・デジタルサイネージ

観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。

・多言語案内・翻訳用タブレット端末

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

・多言語案内・翻訳システム機器

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

・多言語音声ガイド

拠点化整備計画区域において観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するもの。

・AIチャットBot

拠点化整備計画区域において、訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、計画区域を含む観光情報を提供するAIチャットBotを整備するもの。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用のみを対象とする。

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

以下④の要件を満たす無料公衆無線LAN環境の整備をするもの。

3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

・案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点情報・交流施設の場所を案内することを目的に設置するもの。

・掲示物

観光拠点の歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・ホームページ

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・コンテンツ作成

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・案内放送

4) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

観光拠点情報・交流施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、観光拠点情報・交流施設の整備・改良に附随して行う洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等に要するもの。

5) その他

④無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助対象事業等 ③無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。））で観光拠点情報・交流施設において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

9. 外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、災害等の発生時（予見される災害の発生に備えるために公共交通機関が通常と異なる運行を行う場合を含む。以下同じ。）における訪日外国人を含む旅行者の受入れに関する以下の要件を満たす外国人観光案内所であって、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間に、日本政府観光局によりカテゴリーI以上に認定をされている又は認定の見込みがあるものとする。

1) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。

2) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や外国人観光案内所が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人を含む旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。

3) 1) 又は2) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人を含む旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。

4) 訪日外国人を含む旅行者の求めに応じて、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、訪日外国人旅行者が所有する情報端末への充電を行うために電源供給機器を使用させること。

5) 災害等の発生時において、英語のほか、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、その他の外国語による対応も可能であること。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 非常用電源装置

「①基本的な考え方」に示した訪日外国人を含む旅行者の業務を実施するために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

2) 情報端末への電源供給機器

災害等の発生時において訪日外国人を含む旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

3) その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附随するもの。

③情報端末への電源供給機器が利用可能である旨の情報発信

本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人を含む旅行者に対して、インターネットの利用、外国人観光案内所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

10. その他訪日外国人旅行者のニーズが特に高く、かつ先進的で全国の「道の駅」の指針となると認められる事業

①基本的な考え方

対象となる事業は、2. 補助事業等①補助対象事業に記載のある1)から7)まで以外の事業で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高く全国の「道の駅」における今後の取組の指針となると認められる事業とする。

②補助対象経費

認定された拠点化整備計画に記載された取組に要する経費とする。

IX. 事業評価について

1. 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

FAST TRAVEL 推進支援事業、公共交通利用環境の革新等事業、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業、歴史的観光資源高質化支援事業、シェアサイクル導入促進事業、観光地域振興無電柱化推進事業、古民家等観光資源化支援事業、「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業については、交付要綱第23条の規定に基づき、毎年度、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ補助対象事業者から、FAST TRAVEL 推進支援事業については地方航空局に、公共交通利用環境の革新等事業及び観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業については地方運輸局等に、歴史的観光資源高質化支援事業、シェアサイクル導入促進事業、観光地域振興無電柱化推進事業及び古民家等観光資源化支援事については地方整備局等に、「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業については沖縄総合事務局にそれぞれ報告する。

ただし、観光地域振興無電柱化推進事業については、毎年度、間接補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、自己評価を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ間接補助対象事業者から補助対象事業者へ提出し、補助対象事業者が内容を確認のうえ、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局に報告する。

②二次評価

1) 実施対象

FAST TRAVEL 推進支援事業については地方航空局が、公共交通利用環境の革新等事業及び観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業については地方運輸局等が、歴史的観光資源高質化支援事業、シェアサイクル導入促進事業、観光地域振興無電柱化推進事業及び古民家等観光資源化支援事については地方整備局等が、「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業については沖縄総合事務局が、それぞれ自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

2) 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局及び沖縄総合事務局（以下「国土交通省地方支分部局等」という。）の各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局

等が作成した二次評価案について審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

国土交通省地方支分部局等は、補助金の交付を直接受けた補助対象事業者及び補助金の交付を間接的に受けた間接補助対象事業者の双方に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者又は間接補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土交通省へ提出することとする。

2. その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則

この要領は、平成30年度予算から施行する

附 則

この要領は、平成31年度予算から施行する

別添

平成31年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村一覧

都道府県名	市区町村名
北海道	札幌市・函館市・小樽市・旭川市・室蘭市・釧路市・帯広市・北見市・夕張市・網走市・苫小牧市・千歳市・富良野市・登別市・伊達市・北広島市・北斗市・七飯町・ニセコ町・留寿都村・倶知安町・余市町・赤井川村・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・占冠村・美幌町・津別町・斜里町・清里町・小清水町・大空町・豊浦町・壮瞥町・白老町・洞爺湖町・音更町・新得町・幕別町・足寄町・標茶町・弟子屈町・白糠町・中標津町・羅臼町
青森県	青森市・弘前市・八戸市・黒石市・十和田市・三沢市・平川市・鱒ヶ沢町・深浦町・西目屋村・大鰐町・六戸町・おいらせ町
岩手県	盛岡市・宮古市・花巻市・北上市・一関市・釜石市・八幡平市・奥州市・滝沢市・雫石町・平泉町・田野畑村
宮城県	仙台市・石巻市・塩竈市・白石市・名取市・角田市・岩沼市・大崎市・蔵王町・松島町・利府町・大和町
秋田県	秋田市・横手市・男鹿市・湯沢市・鹿角市・由利本荘市・大仙市・にかほ市・仙北市・小坂町・藤里町
山形県	山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・寒河江市・上山市・天童市・東根市・尾花沢市・戸沢村
福島県	福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河市・須賀川市・二本松市・下郷町・檜枝岐村・北塩原村・猪苗代町・西郷村
茨城県	水戸市・日立市・土浦市・古河市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・神栖市・小美玉市
栃木県	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・小山市・矢板市・那須塩原市・芳賀町・塩谷町・高根沢町・那須町
群馬県	前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・渋川市・藤岡市・富岡市・安中市・下仁田町・嬭恋村・草津町・片品村・みなかみ町
埼玉県	さいたま市・川越市・熊谷市・川口市・所沢市・春日部市・狭山市・上尾市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・入間市・朝霞市・和光市・新座市・久喜市・八潮市・富士見市・三郷市・坂戸市・ふじみ野市

都道府県名	市区町村名
千葉県	千葉市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・茂原市・成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・八千代市・我孫子市・富津市・浦安市・四街道市・印西市・富里市・香取市・酒々井町・芝山町・一宮町
東京都	千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・西東京市・小笠原村
神奈川県	横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・大磯町・箱根町・湯河原町
新潟県	新潟市・長岡市・三条市・新発田市・十日町市・妙高市・上越市・佐渡市・南魚沼市・湯沢町
富山県	富山市・高岡市・魚津市・氷見市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・射水市・立山町
石川県	金沢市・七尾市・小松市・輪島市・加賀市・白山市・能美市・野々市市・内灘町・志賀町
福井県	福井市・敦賀市・小浜市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・若狭町
山梨県	甲府市・富士吉田市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・身延町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町
長野県	長野市・松本市・上田市・飯田市・諏訪市・大町市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・安曇野市・軽井沢町・南木曾町・白馬村・小谷村・山ノ内町・野沢温泉村
岐阜県	岐阜市・大垣市・高山市・多治見市・中津川市・羽島市・土岐市・各務原市・可児市・飛騨市・郡上市・下呂市・白川村
静岡県	静岡市・浜松市・沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・島田市・富士市・磐田市・焼津市・掛川市・藤枝市・御殿場市・袋井市・下田市・裾野市・湖西市・伊豆市・御前崎市・菊川市・伊豆の国市・牧之原市・東伊豆町・河津町・函南町・小山町・吉田町
愛知県	名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・半田市・春日井市・豊川市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・蒲郡市・犬山市・常滑市・小牧市・稲沢市・東海市・大府市・知立市・高浜市・日進市・みよし市・長久手市
三重県	津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・尾鷲市・亀山市・鳥羽市・熊野市・志摩市・伊賀市・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町
滋賀県	大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市・甲賀市・野洲市・高島市・東近江市
京都府	京都市・舞鶴市・宇治市・宮津市・亀岡市・長岡京市・八幡市・京田辺市・南丹市・大山崎町
大阪府	大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・泉佐野市・寝屋川市・河内長野市・大東市・和泉市・箕面市・羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・田尻町
兵庫県	神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・洲本市・芦屋市・伊丹市・豊岡市・加古川市・宝塚市・三木市・川西市・三田市・南あわじ市・淡路市
奈良県	奈良市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・生駒市・香芝市・斑鳩町・吉野町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村
和歌山県	和歌山市・海南市・橋本市・田辺市・新宮市・岩出市・かつらぎ町・九度山町・高野町・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町・那智勝浦町・串本町

都道府県名	市区町村名
鳥取県	鳥取市・米子市・倉吉市・境港市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町・日吉津村・大山町・伯耆町・日野町・江府町
島根県	松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・飯南町・美郷町・津和野町・海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町
岡山県	岡山市・倉敷市・津山市・玉野市・笠岡市・総社市・備前市・赤磐市・真庭市・美作市・新庄村
広島県	広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・東広島市・廿日市市・府中町・坂町
山口県	下関市・宇部市・山口市・萩市・防府市・岩国市・長門市・美祢市・周南市・山陽小野田市
徳島県	徳島市・鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市・美馬市・三好市・松茂町・北島町・藍住町
香川県	高松市・丸亀市・坂出市・観音寺市・さぬき市・三豊市・土庄町・小豆島町・直島町・綾川町・琴平町
愛媛県	松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・松前町・内子町
高知県	高知市・室戸市・南国市・土佐市・須崎市・土佐清水市・四万十市・香南市・香美市・芸西村
福岡県	北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市・柳川市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・宗像市・太宰府市・福津市・朝倉市・糸島市・那珂川市・志免町・粕屋町・苅田町
佐賀県	佐賀市・唐津市・鳥栖市・伊万里市・武雄市・鹿島市・小城市・嬉野市・基山町・有田町
長崎県	長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・対馬市・五島市・西海市・雲仙市・南島原市・時津町・小値賀町・新上五島町
熊本県	熊本市・八代市・人吉市・荒尾市・菊池市・宇城市・阿蘇市・天草市・南関町・大津町・菊陽町・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・益城町
大分県	大分市・別府市・中津市・日田市・竹田市・宇佐市・由布市・国東市・日出町・九重町・玖珠町
宮崎県	宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・日向市・西都市・えびの市・高原町・綾町・高千穂町
鹿児島県	鹿児島市・鹿屋市・出水市・指宿市・垂水市・薩摩川内市・霧島市・南九州市・始良市・湧水町・南大隅町・屋久島町
沖縄県	那覇市・宜野湾市・石垣市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・国頭村・今帰仁村・本部町・恩納村・宜野座村・金武町・伊江村・読谷村・嘉手納町・北谷町・北中城村・中城村・渡嘉敷村・座間味村・八重瀬町・竹富町